

山口県建設工事請負契約約款等改正のお知らせ

平成29年2月
山 口 県

このたび、破産法等に基づく解除（破産管財人等による契約解除）が行われた場合においても違約金請求権が認められるよう、国において工事請負契約書等の改正が行われました。

これに伴い、県が発注する建設工事等につきましても、以下のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

1 契約約款の改正について

(1) 改正内容

山口県工事執行規則の一部を改正するとともに、契約約款についても以下のとおり改正します。

山口県建設工事請負契約約款（単年用・国債用・単債用）
以下のとおり第45条の2の次に次の1条を追加します。

（債務不履行等に伴う違約金）

第45条の3 受注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、請負代金の額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

- (1) 受注者がその責めに帰すべき理由によりその債務の履行をすることができなくなったとき。
- (2) 受注者が正当な理由がないのにその債務の履行をしないとき。
- (3) 次に掲げる者が契約を解除したとき。

- イ 受注者について破産法（平成16年法律第75号）第30条第1項の規定により破産手続開始の決定がされた場合における同法第31条第1項の規定により選任された破産管財人
- ロ 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定により更生手続開始の決定がされた場合における同法第42条第1項の規定により選任された管財人
- ハ 受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定により再生手続開始の決定がされた場合における当該受注者又は同法第64条第2項の規定により選任された管財人

2 第1項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(2) 山口県業務委託契約約款（設計業務等）

第44条の2の次に上記（1）第45条の3第1項と同様の規定を追加します。

(3) 山口県業務委託契約約款（発注者支援）

第38条の2の次に上記（1）第45条の3第1項と同様の規定を追加します。

2 施行年月日

平成29年3月7日以降に契約を締結する建設工事等について適用します。

3 その他

新しい契約約款と新旧対象表は、山口県技術管理課のホームページに掲載しています。

山口県技術管理課ホームページ

(<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/index/>)